



## みなし配当とは？

制度調査部

齋藤 純

### みなし配当の発生パターンと課税方法

#### 【要約】

商法上の配当ではない場合でも、企業組織再編や自己株式取得などに伴い、“みなし配当”が発生する場合があります。みなし配当とされた額は、一般の配当と同様に課税対象となる。

みなし配当の規定は、2001年度の税制改正で大幅に改正され、現在では、株主に対し金銭等の交付が行われない場合にはみなし配当は発生しないこととされている。

本稿では、現在の規定に基づき、みなし配当が発生するパターンを確認するとともに、みなし配当に対する課税方法を、法人株主と個人株主の場合に分けてまとめる。

商法上の配当ではないものの、経済的実態が利益配当と異なるものについては、税法上、配当として課税されることがある。いわゆる「みなし配当」と呼ばれるものである。

みなし配当は、文字通り、配当として課税されるため、課税方法は通常の配当と同様である。従って、みなし配当を考える場合、みなし配当がどのようなケースで発生するのかがポイントとなるだろう。

基本的な考え方としては、法人に留保されていた利益が、企業組織再編や自己株式取得など一定の事象を契機として、その法人の株主に移転したと考えられる場合に、みなし配当は発生する。法人税法及び所得税法では、みなし配当が発生するケースを次のように規定している<sup>1</sup>。

- 合併(適格合併を除く)
- 分割型分割(適格分割型分割を除く)
- 資本若しくは出資の減少(株式が消却されたものを除く)又は解散による残余財産の分配
- 株式の消却(取得した株式について行うものを除く)
- 自己の株式の取得(証券取引所の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得を除く)
- 社員の退社又は脱退による持分の払戻し

ただし、注意したいのは、上記 ～ に該当する場合でも、株主に金銭等の交付が行われない場合には、みなし配当には該当しないことである<sup>2</sup>。つまり、上記 ～ に該当し、かつ、～ に伴い株主に金銭等の交付が行われる場合に、みなし配当が発生する。

<sup>1</sup> みなし配当は個人株主・法人株主ともに発生する。個人株主のみなし配当については所得税法第25条、法人株主のみなし配当については法人税法第24条で規定されているが、実質的に同様の規定となっており、みなし配当が発生するケースは、個人株主・法人株主ともに同じである。

<sup>2</sup> みなし配当に関しては、2001年度税制改正で大幅な改正が行われ、現在の取扱いに至っている。改正前の税法では、株主に金銭等の交付が行われない場合でもみなし配当として扱われることがあり、現在はみなし配当には該当しない次のようなケースでもみなし配当課税が行われていた。

- ・利益積立金の資本組入れ
- ・利益をもってする株式の消却

### みなし配当となる金額の計算方法

では、みなし配当は発生する条件に該当した場合、みなし配当の金額はどのように計算するのだろうか。税法上では、それぞれの事象に応じて、みなし配当額の計算方法を次のように規定している。なお、表中の「資本等の金額」とは、資本金と資本積立金の合計額のことである。

		みなし配当となる金額	
合併(適格合併を除く)	合併に伴い交付される金額	合併日前日の属する事業年度末の被合併法人の資本等の金額 - 上記事業年度末の被合併法人の発行済株式総数	× 株主が合併直前に保有していた被合併法人の株式数
分割型分割(適格分割型分割を除く)	分割型分割に伴い交付される金額	分割型分割日前日の属する事業年度末の分割法人の分割資本金額等 <sup>1</sup> - 上記事業年度末の分割法人の発行済株式総数	× 株主が分割型分割直前に保有していた分割法人の株式数
資本等の減少(株式が消却されたものを除く)又は解散による残余財産の分配	資本等の減少に伴い交付される金額	資本等の減少による払戻し等を行う法人の払戻し等直前の払戻等対応資本金額等 <sup>2</sup> - 資本等の減少による払戻し等を行う法人の払戻し等直前の発行済株式総数	× 株主が払戻し等の直前に保有していた払戻し等を行う法人の株式数
株式の消却(取得した株式について行うものを除く)	株式の消却に伴い交付される金額	株式の消却直前の消却法人の資本等の金額 - 上記消却法人の消却直前の発行済株式総数	× 株主が株式の消却直前に保有していた消却法人の株式数
自己の株式の取得(市場における取得等 <sup>3</sup> を除く)	自己株式取得に伴い交付される金額	自己株式取得を行う法人の取得直前の資本等の金額 - 自己株式取得を行う法人の取得直前の発行済株式総数	× 株主が自己株式取得直前に保有していた取得法人の株式数
社員の退社又は脱退による持分の払戻し	社員の退社等による持分の払戻しに伴い交付される金額	持分の払戻しを行う法人の持分の払戻し直前の資本等の金額 - 持分の払戻しを行う法人の持分の払戻し直前の発行済株式総数	× 株主が持分の払戻し直前に保有していた持分の払戻しを行う法人の株式数

1 分割資本金額等は、次の算式で計算する。

$$\text{分割型分割前日の属する事業年度(以下、分割前事業年度)末の分割法人の資本等の金額} \times \frac{\text{分割前事業年度末の移転資産の帳簿価額から移転負債の帳簿価額を控除した金額}}{\text{分割前事業年度末(又は分割前事業年度の前事業年度末)の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を控除した金額}} \quad (\text{小数点3位未満切上げ})$$

2 払戻等対応資本金額等は、次の算式で計算する。

$$\text{資本等の減少による払戻し等直前の払戻し等法人の資本等の金額} \times \frac{\text{資本等の減少による払戻し等により交付した金銭及び金銭以外の資産の価額の合計額}}{\text{資本等の減少による払戻し等の日の属する事業年度の前事業年度末の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を控除した金額}} \quad (\text{小数点3位未満切上げ})$$

3 「市場における取得等」には、次の事由による自己株式の取得が含まれる。

- ・取引所市場における購入

- ・店頭売買登録銘柄の店頭売買による購入
- ・営業の全部の譲受け
- ・合併、会社分割又は現物出資による被合併法人、分割法人又は現物出資法人からの移転
- ・合併又は分割型会社分割により、合併法人又は被合併法人が有していた被合併法人の株式等に対する株式割当
- ・端株買取請求権、単元未満株買取請求権の行使に伴う買取

以下では、もっとも発生するケースが多いと思われる、前ページ表「自己の株式の取得に伴うみなし配当」を例に、みなし配当金額の計算及び課税方法を確認する。

#### [設例]

ある上場企業A社が、公開買付による自己株式の取得を発表した。A社の資本金及び資本積立金、公開買付における買付価格は、次の通り。

- ・ A社の資本金 : 1,000 億円  
資本積立金 : 1,000 億円  
発行済株式数 : 250 万株
- ・ 公開買付における買付価格 : 10 万円

A社株を保有する株主(100株保有、取得価額@5万円)が公開買付に応じた場合の課税方法はどうか？ 法人税率は40%とする。

#### 【みなし配当金額の計算】

自己株式の取得(市場を通じての取得等を除く)が行われた場合のみなし配当額の計算は、前ページ表のように行う。もっとも、この計算は、次のように1株あたりの金額に置き換えると理解しやすい。

$$\begin{array}{l} \text{みなし配当} \\ \text{(1株あたり)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{自己株式取得により交付} \\ \text{される1株あたりの金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{1株あたりの} \\ \text{資本等の金額} \end{array}$$

上記[設例]の前提条件から、「自己株式取得により交付される1株あたりの金額」及び「1株あたりの資本等の金額」は、それぞれ次のようになる。

- ・ 自己株式取得により交付される1株あたりの金額 : 10万円
- ・ 1株あたりの資本等の金額 : 8万円(= (1,000億円 + 1,000億円) / 250万株)

従って、上記[設例]において、自己株式取得に応じた株主に発生するみなし配当額は、1株あたり2万円となる<sup>3</sup>。

また、1株あたりの資本等の金額と取得価額との差額は譲渡損益と扱われるため、上記[設例]では、1株あたり3万円(= 8万円 - 5万円)の譲渡益が生じることとなる。

<sup>3</sup> みなし配当が発生する場合には、みなし配当額が明らかになるように、株式の発行法人から株主に対して、次の事項が通知される(法人税法施行令第23条)。

- ・ 金銭その他の資産の交付の基因となった事由(2ページ ~ の事由)及びその事由の生じた日
- ・ 1株あたりのみなし配当額

## 【課税方法】

### [買付に応じた株主が法人の場合]

上記[設例]で公開買付に応じた株主が法人株主である場合、みなし配当及び譲渡益に対する課税方法は次のようになる。

#### (1)みなし配当に対する課税

- ・みなし配当に対する課税方法は、通常の配当金に対する課税方法と同様である。従って、益金不算入の適用により、みなし配当の50%だけが課税対象となる。

$$\text{➤ みなし配当} = (10 \text{ 万円} - 8 \text{ 万円}) \times 100 \text{ 株} = 200 \text{ 万円}$$

$$\text{➤ 税額} = (200 \text{ 万円} \times 50\%) \times 40\% = 40 \text{ 万円}$$

(益金不算入)      (法人税率)

- ・なお、みなし配当に対しては、源泉徴収(7%)<sup>4</sup>が行われる。源泉徴収税額は、法人税の計算において税額控除(所得税額控除)されるため、最終的には精算される。

#### (2)譲渡益に対する課税

- ・譲渡益には益金不算入のような取扱いはないため、全額が法人税等の課税対象となる。

$$\text{➤ 譲渡益} = (8 \text{ 万円} - 5 \text{ 万円}) \times 100 \text{ 株} = 300 \text{ 万円}$$

$$\text{➤ 税額} = 300 \text{ 万円} \times 40\% = 120 \text{ 万円}$$

以上のことから、自己株式の公開買付に応じた法人株主の場合、みなし配当となる金額の半分は課税対象とならないことから、同じ株式を同額で市場売却する場合<sup>5</sup>に比べ、税負担が軽くなることわかる。

### [買付に応じた株主が個人の場合]

前記[設例]で公開買付に応じた株主が個人株主である場合、みなし配当及び譲渡益に対する課税方法は次のようになる。

#### (1)みなし配当に対する課税

- ・みなし配当に対する課税方法は、原則として、通常の配当金に対する課税方法と同様である。
- ・しかし、2005年3月31日までに、上場企業が公開買付により自己株式取得を行う場合には、公開買付に応じた個人株主に対してはみなし配当課税を行わず、譲渡益として課税を行うこととする特例が設けられている。
- ・従って、個人株主の場合、みなし配当課税は行われない。

#### (2)譲渡益に対する課税

- ・個人株主の場合、みなし配当課税が行われない代わりに、公開買付に応じたことによる利益の全額が譲渡益として課税される。従って、10万円(自己株式取得により交付される1株あたりの金額)と5万円(取得価額)との差額が、申告分離課税の対象となる。

<sup>4</sup> 2008年4月以降は、源泉徴収税率15%。

<sup>5</sup> 1株10万円で市場で売却した場合、譲渡益500万円(= (10万円 - 5万円) × 100株)に対し40%で課税されることになる。

・前記[設例]では、公開買付の対象が上場株式会社であるため、税率は10%<sup>6</sup>となる。

➤譲渡益 = (10万円 - 5万円) × 100株 = 500万円

➤税額 = 500万円 × 10% = 50万円

図表 自己株式の取得が行われた場合の課税関係

	法人株主	個人株主
市場売却	譲渡益課税	譲渡益課税
公開買付 (上場会社が行う場合)	みなし配当課税	
相対取引	+ 譲渡益課税	みなし配当課税 1、2 + 譲渡益課税
自己株式取得に応じな かった場合	非課税	非課税

1 申告不要と総合課税の選択制(いずれの場合も源泉徴収あり。源泉徴収税率は、2008年3月末までは10%、2008年4月以降は20%)。

2 相続又は遺贈により取得した未公開株式を、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過するまでの間に発行会社に譲渡した場合で、一定の要件を充たすときは、みなし配当課税は行われず、譲渡益課税の対象となる。

<sup>6</sup> 2008年1月以降は、税率20%。